

特別支援学校との協働によるケアルームの設置

— 誰もが愉しみやすい博物館の環境づくり —

兵庫県立人と自然の博物館 研究員 福本 優

主任研究員 橋本 佳延

主任研究員 廣瀬 孝太郎

主任研究員 藤井 俊夫

1. はじめに

兵庫県立人と自然の博物館（以下、当館とする。）は、毎年約 10 校の特別支援学校をはじめとし、グループホームや放課後等デイサービスの子ども達などの多様な障害を持つ方々にも多く利用されている。しかし、当館は開館以来大規模な修繕を行っておらず、開館当時の建築設備を現在も利用している。そのため、車いすだと 1 台ずつしか利用することができず、着床位置が安定しない油圧式エレベーターでの階移動を余儀なくされるなど、設備のバリアフリー化やユニバーサル化が十分といえず、すべての人が愉しむための博物館の施設的な課題が多く残されている。一方で、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が令和 3 年に改正され、行政機関で義務、事業者で努力義務であった合理的配慮の提供が、令和 6 年 4 月 1 日からは事業者でも義務化された¹⁾。同法は、共生社会の実現が目標として掲げられており、その本人の医学的な心身機能の障害（「医学モデル」としての障害）ではなく、社会における様々な障壁によって生じる障害（「社会モデル」としての障害）を前提に、社会における事物（利用しにくい設備、施設）、制度、慣行、観念などの障害を無くし、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指している。また、合理的配慮の提供においては、建設的対話の重要性が示されており²⁾、来館する方の要望に都度対応することの必要性だけでなく、施設整備等の環境改善においても当事者とのコミュニケーションを基に進めることが望ましい。

こうした社会情勢の中で、既報では当館のダイバーシティ&インクルージョン（以下、D & I とする。）の充実に向けた取り組みの一つとして、近隣の特別支援学校との連携により館内の各階での水分補給可能なスペースの必要性や体の曲げ伸ばしやその他の身体的なケアのためのスペースの必要性等の館全体での取り組み状況について報告した³⁾。本稿では、既報の後、特に特別支援学校との協働により、実現した①飲水エリアの設置、②ケアルームの設置について報告する。

2. 特別支援学校の博物館へのニーズを導く方法

既報で示した通り、特別支援学校との連携に向け、2023年9月15日に当館からヒアリング調査に対応いただくことから始めた。当館からは、現状の博物館利用において感じる“不便”や“もっとこうあればよい”という点についてヒアリングを行った。連携相手の三田市立ひまわり特別支援学校は、肢体不自由のハンディを抱える児童、生徒が在籍している。そのため、ヒアリングからは「触って感じられる展示があると良い」「文字で理解する展示は難しい」という、身体感覚で展示を楽しめる方向性への意見が得られた。しかし、初回のヒアリングでは一般的に想定される博物館への要望の枠組みを超えた意見は得られなかった。その背景には、博物館のことを常日頃から考えているわけでないという当たり前の事実があると考えられる。一方で、背景にある理由はそれだけでなく、特別支援学校では、当館の利用時に限らず、学校から出て実施する課外活動では様々な事態に備えた準備品を整え実施していることから、「特別支援学校に通う生徒ならではの障害」については自分たちで解決する必要がある」という無意識下での考え方が影響していたものと考えられる。

第一回目のヒアリングを行う中で、より潜在的なニーズの把握の必要性を感じたため、2023年10月に予定されていた遠足に研究員2名で帯同し、博物館を利用する様子を観察した。特別支援学校の児童が利用する様子を観察することで、①館内に既にある展示物などで楽しんでもらえることができる様子、②館内にある不便さやゆしみきれない状況を確認した。特に、館内の環境改善に取り組むために必要となる、不便さやゆしみきれない状況について、程度の大きなものについてリスト化したものを、表1に整理した。

既に館内にある展示物で楽しんでもらえるものとしては、写真1に示す大型昆虫模型のように、普段の体験とは異なる感覚となれるもの、寝そべて楽しむことができること等の体験の体勢が適したものがあつた。また、貝殻や動物の骨などの触察展示については、特に表面の質感の違いなどの微細な感覚だけでなく、“トゲトゲして痛い”等の感覚的にも大きな変化がある展示に対しての反応が良いことが確認できた。加えて、鳥の鳴き声が聞こえる図鑑のような音のなる展示は、その子が好きな鳴き声・嫌



写真1 大型の昆虫模型を楽しむ様子



写真2 スタンプラリーの印に手が届かない様子

表 1 博物館利用時に不便さや楽しみきれない状況について

不便さや楽しみきれない様子が垣間見えたシーン	
1	エレベーター（EV）が油圧式で昇降速度が遅いことに加え、車いす 1 台ずつしか利用できないために、館内全体を愉しむことができていない。
2	子どもの状態によっては、のどの渇きを訴えられない場合もあり、定期的に水分補給を必要とするが、各階では飲水が可能なエリアがなく、その都度（30 分程度ごと）に飲水可能な 4 階フロアへ、EV で移動する必要がある。
3	痰の吸引、胃ろう等の医療的ケアを必要とする子は、定期的なケアが必要だが、その都度、4 階に予約したセミナールームまで戻って医療的ケアを行う必要がある。
4	他の利用者が大勢いる場合、館内の温度が高く児童が暑く感じる場合等、利用状況によっては児童の状態が興奮気味になる場合もあり、心拍数などが上昇してしまうことがあり、アラートが鳴ることもある。その場合には、4 階に予約したセミナールームまで戻って、カムダウンを行う必要がある。
5	館内のスタンプラリーのスタンプを止めるチェーンが短く、車いすからだと利用できず、先生が代理で押してしまっている状態でもったいない。
6	4 階にひとはくサロンエリアに、ミュージアム BOX として、スタッフに声をかけることで、自由に利用できるハンズオン展示について、当館スタッフからの利用の促しの不足や特別支援学校の先生方への周知の不足からほとんど利用されていない状況がある。
7	鳥の鳴き声が聞こえる図鑑等もテーブルに設置しているが、ポップ（説明書き）が不親切で、自発的な利用が見られない。
8	予約したセミナールームには、マットやタオル等の多くの備品を持ち込んでおられて、校外学習には多くの持参する準備物が必要。
9	バスの降車位置が遠く、高温時、降雨時などの天候の場合、特別支援の児童、生徒にとっては、本館までの屋外移動が大きな障害となる。

いな鳴き声を表情から読み取ることもでき、引率する先生からも「とても楽しんでいきます。」と良い評価をいただいた。

一方で、博物館利用を楽しみきれない状況について、事前のヒアリングでは見えてこなかった具体的な課題が、遠足に帯同することにより見いだせた。例えば、表 1 中の 6 に示す内容について、触察展示でトゲトゲしたものの方がリアクションが良いとの気付きは、それ以外のハンズオン展示を複数提示し、試してもらう中で顕在化したニーズであり、帯同し「こんなものあるよ？」と声をかけながら、研究員が提示することで明らかとなった。つまり、通常の特例支援学校の遠足においては、その子のニーズに合った展示物（触察展示も含む）を選定し、積極的に声掛けしつつ利用してもらおうという触察を含む展示鑑賞のファシリテーションが不足している実態が明らかとなった。こうした場面は他にも見られ、声掛けや利用の促しを継続する中で気付く課題が複数存在することが確認できた。

それ以外にも、エレベーター（以下、EV とする。）は油圧式で昇降速度が遅いうえに、EV 籠のサイズが小さく児童が複数名同時に乗車できない不便な状態にあるにも関わらず、医療的ケアや定期的な飲水などでは 4 階への階移動を強いている状況もあり、長時間の博物館の滞在に繋がりにくい実態が明らかとなった。しかし、こうした課題は事前のヒアリングのみでは抽出できず、EV に対して“バリアフリー対応”が必要というニーズとして博物館に伝わってしま

い、結果としては、バリアフリー対応型 EV の設置で事足りると判断してしまう可能性があることがわかった。

表 1 に示した 9 つの課題について、俯瞰的に整理すると、当館の課題として、展示室が 4 階層構造である中での EV を介した階層間移動の不便さ、展示を愉しんでもらうための障害者にも適したファシリテーションの不足が共通している。EV を改修するという高コストの対応がすぐには取れない状態においては、課題解決策を特定の階に集中させるのではなく、各階で課題を解決できる環境の整備に着目し、改善に着手した。本稿では対応した課題の中でも大きく空間改変を行った、表 1 の 2 に示した水分補給に関する課題、表 1 の 3 及び 4 に示した定期的な医療的ケアに関する課題の 2 点について報告する。

3. 飲水エリア及びケアルームの設置

3.1. 飲水エリアの設置

前章に示した課題に対して、来館した児童の水分補給については、各階の展示空間内に飲水エリアを設置することとした。設置した飲水エリアの様子を写真 3 に示す。展示空間の中で少し離れた場所からでも一目で違いが理解できるように、飲水エリアは床タイルマットの色彩を変更し、明示することとした。加えて、写真 3 にあるサインを設置し、水分補給が可能であることをピクトグラムとやさしい日本語を用いて伝えた。



写真 3 設置した飲水エリアの様子

飲水エリアの設置において館内の議論で課題となったのは、①展示空間において水分を持ち込むことで展示物を毀損してしまう恐れはないか、②どんな容器に入った飲み物でも飲むことを可としてしまうことで、タイルカーペットのメンテナンスに過大なコストがかからないか、③ハンディキャップの有無により飲水の可否を定めることでフロアにいるスタッフの声掛けの方法・内容はどのように整理する必要があるのか、という 3 つの点であった。

1 つ目の課題である、展示空間に水分を持ち込むことについては、展示物との離隔距離を取れる場所を各階で設定し、飲水をそのエリアに限定することで解消した。館内での議論の過程では、「展示物から 1m 以上離れば、基本的に飲水可とする」などの案も出たが、1m 以上離れるという理解をすべての利用者に理解してもらうことの難しさやルールが守られない場合のリスクを考慮し、エリアを設定することとした。

2 つ目の課題については、飲水可とするエリアでは、あくまでも体調管理のための水分補給を許容しており、カップに入った珈琲等の嗜好品の飲み物については、展示室内で認めるものではないとう共通認識を確認した。その結果、水筒や蓋つきのペットボトル容器に入っ

た飲料のみを認めるものとし、缶飲料、紙カップや紙パックに入った飲料を飲むことは原則禁止のルールを継続することとした。

3つ目の課題である声掛け方法・内容については、運用上の様々なリスクが想定された。例えば、ハンディのある方が飲水することを咎めない状況を見た健常者がどこでも好きな飲み物を飲んでしまうことや、反対にハンディのある方だけに飲水を認める旨を伝えても、結果的に自分たちだけが特別扱いを受ける状態になってしまうことで一般的には飲水不可な状況下で遠慮して水分補給を躊躇する可能性があることが考えられた。また、ハンディがある人、小さな子ども、高齢者等、水分補給を必要とする人は多様に存在し、それらに線引きすることは極めて困難である状況も想定された。そのため、各階にすべての人が飲水できるエリアを、視覚的に一目瞭然となるように色彩を用いたエリア表示とサイン表示を併設することとした。

飲水エリアの設置において、館内で議論された内容については、一見すると当たり前だと感じてしまうが、この館内議論のプロセスを経たことにより、バリアフリー的なハンディのある方だけを優遇して飲水を許可するのではなく、インクルーシブな環境整備を行うことですべての人が飲水可能とすることが出来た。飲水空間の設置の議論にあたって、特別支援学校の遠足帯同という主体的な館員のアクションを起点に、館内の各部署に横断的に議論を持ちかけることが出来たことで、D & Iの視点に立ったより良い改善が実現できた。

3.2. ケアルームの設置

もう一つの取り組みである医療的ケアへの対応については、“ケアルーム”として、医療的なケアが必要な方やカームダウンが必要な方に対してスペースを確保することにより解決しようと試みている。ケアルームを各階に設けることにより、医療的ケアやカームダウンが必要なタイミングで階層間移動をすることなく、すぐに対応できるようになり、より館内のどこでも安心して利用してもらう環境を整えることを目指した。



写真4 実験的に整備し当事者がチェック

ただし、ケアルームについては、「どのような機能があればケアルームとして足りるのか」「どれくらいの広さが必要なのか」「何名で、どのようにケアにあたるのか」など不明な点多かった。そこで、ケアルーム設置に向けた館内調整後、ケアルーム設置の構想を特別支援学校に提案しその必要性を確認した上で、実験的にケアルームを整備し、改めて遠足時に特別支援学校の児童や教員に利用してもらうことで、よりニーズに合った場となるよう、4段階の整備のプロセスを設定した。写真4に、実験的に整備したケアルームを特別支援学校の児童が確認する様子を示す。段差がある部屋の上まで車いすで上がるべきか、段差の下から抱きかかえて寝転がれる方が良いのか等の疑問を率直に伝え、意見をもらった。その結果、

仮設的でも良いのでスロープで上がれる方がケアしやすいこと、電源の必要性、特別支援学校などの利用ではない個人利用の場合を想定した時のマットの必要性などが確認でき、設備を追加で購入することができた。

大規模な施設改修が想定できないことや運営費に限りがある中で、このプロセスでケアルームの設置に取り組んだことで、適切な費用でケアルームを整備することが出来た。

また、こうしたプロセスを実施するには、研究員等の職員の時間コストが、通常と比較して多くかかった。一方で、このプロセスを通じたことで特別支援学校とのより深い関係性の構築が可能となったことに加え、特別神学校側の理解も深まるという大きなメリットが得られた。ケアルームは、当館のメンテナンス休館が開けた2025年2月から暫定的に供用を開始する予定としており、3学期に改めて、整備後のケアルームを利用して、意見をいただく予定としている。

また、ケアルームも飲水空間と同様に、サインによってケアルームの必要性や役割を明示することで、他の利用者への理解の促進にも取り組むことを予定している。こうした情報発信は、実際に当事者が利用しやすい環境づくりのためにも重要である。現状でも利用者からの申し出により救護室を医療的ケア等に利用する柔軟な運用を行っているが、そうした運用の実態が情報として発信できていない。

そのため、ケアルームが必要な当事者に対して、そうしたサービスがあることが周知できていない状況があり、当館の利用意欲の低下を招いている可能性もあると考えられる。今後は、単なる環境整備だけでなく、ハンディを持つ人々に対して、当館が来館を歓迎しているというメッセージを発信することにも取り組んで行く予定である。



写真5 整備後のケアルーム



図1 ケアルームのサイン（予定）

4. まとめ

本稿では、誰もが楽しみやすい博物館の環境づくりに向けて、特別支援学校との連携による環境整備について、2つの事例を報告した。これらの取組みを実践することで、次に示す2つの観点での発見があった。

1) 協働するプロセスが紡ぐ潜在的ニーズ

一般的に、当事者のニーズは、アンケートやヒアリング調査を基に推定し、館内の環境整備を行ってきた。しかし、この方法では施設側が本来提供できるはずの楽しみや体験、学びにアクセスできていないという不便を、特別支援学校も施設も認識することが難しい。なぜなら、特別支援学校の児童・生徒、教員は、校外へ出かける際には常に万全の準備を整えて、行き先の施設にあるバリアを自ら対応しているため、表面的には施設の利用に際して不便が生じていないようにみえてしまうからである。今回のプロセスでは、これらの潜在的なニーズを明らかにすることが出来た。これらの“バリア”こそ、まさに“社会モデルとして障害”に他ならず、本来は施設運営者である我々が積極的に当事者と対話しながら解消すべき障害であると考えられる。

D & Iの実現には、「当たり前と“なっている”バリア」や「その場で過ごせば得られるはずの福利にアクセスできない状況」について対話することで気づき、その解消のためのプロセスを考え実行するという積極的なアプローチが求められる。そのアプローチがない場合、拾い上げられるニーズには限界があり、具体的なニーズとの乖離が発生してしまう可能性がある。建設的な対話を通じて、潜在的なバリア・ニーズを顕在化させることが、誰もが楽しみやすい博物館づくりに繋がると考えられる。

2) 対話というプロセスの副次的効果

今回の特別支援学校との協働での取り組みを通じて、特別支援学校の先生方と当館研究員がコミュニケーションを図る場が多く設定されることとなった。その結果、飲水空間整備やケアルーム設置のような具体的な空間整備のみならず、館としてのD & Iに対する姿勢や方向性について特別支援学校にご理解いただけたと考えている。その結果として、これまでは年に1回程度だった当館への遠足日程を、年間で数回訪れることを想定してカリキュラムを組んでいただくことができたことは、重要な副次的効果であった。

博物館が積極的にハンディを持つ子ども達の利用をサポートしたいと考えている姿勢が伝わることで、特別支援学校の教員に安心感や信頼感が醸成され、利用頻度の増加を促すことが出来た。従来1回の来館では時間が限られており、特定の展示物に絞った観覧しかできなかった状況から、年間カリキュラムで複数利用を想定することで、当館の展示全体に意識が向き、次の訪問で鑑賞したい展示を考えながら過ごすことができるなど、これまでとは違ったより深い博物館利用を、特別支援学校から自発的に検討して下さった。

こうした対話のプロセスは、特別支援学校（肢体不自由）のような学校だけでなく、他の

取組へも展開できると考えられる。

今後の課題は、今回整備したケアルームを起点に、各階の様々な展示の中にハンズオン展示をちりばめるなどして、短時間でもそのエリアをしっかりと楽しめるモデルコースづくりを行うことである。医療的ケアが定期的に必要な子ども達や文字情報では楽しみづらい子ども達が、それぞれの楽しみ方で博物館を安心して愉しむことができる環境の充実が必要であると考えている。

また、こうした楽しい利用方法の提示を通じて、ケアルームや飲水空間が設置されている状況を発信していく必要があると考えられる。

- 1) 内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>, (最終閲覧日 2024/12/15)
- 2) 内閣府「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」
- 3) 橋本佳延, 山田量崇, 藤井俊夫, 福本優 (2024)「博物館のダイバーシティ&インクルージョンの充実に向けて～兵庫県立人と自然の博物館の事例～」全国科学博物館協議会研究発表大会：資料 (31) pp.43-49